令和8年度版

幼児園入園のてびき

兼　重要事項説明書

幼稚園

３・４・５歳児用

本　巣　市

本巣市役所　教育委員会　幼児教育課　幼児教育係
〒５０１－０４９１　本巣市早野２５５番地
ＴＥＬ（０５８）３２３-７７５３
ＦＡＸ（０５８）３２２-２１３０

幼児園（幼稚園）について

１．幼児園とは

幼稚園と保育園の一体化施設です。

３歳児未満　・・・　保育園

3歳児
4歳児　・・・　**基本的に幼稚園形態**
5歳児

２．幼稚園とは

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする、学校教育法に基づく教育施設です。

３．所在・入園区域・教育目標

根尾幼稚園　　※休園中(神海幼稚園で受け入れます。)
所　　在：本巣市根尾高尾775番地1
入園区域：根尾地域の全域
教育目標：健康でたくましい心と体の育成

神海幼稚園
所　　在：本巣市神海459番地1（TEL0581-32-5021）
入園区域：日当、金原、佐原、神海、木知原、木倉、川内
教育目標：健康でたくましい心と体の育成

本巣幼稚園
所　　在：本巣市曽井中島1429番地２（TEL0581-34-5011）
入園区域：東川原、辻屋、中島、法林寺、西之門、中谷、武備、宝珠、上新町、新町、南当門団地、宝珠ハイツ、文殊団地、徳山団地、山口、向道、西川原、川西、向野住宅、南原ハイツ、雇用促進住宅
教育目標：心豊かにたくましく生きる子の育成

糸貫東幼稚園
所　　在：本巣市石原39番地1（TEL058-323-6622）
入園区域：上保、春近、仏生寺、郡府、石原、北野、三橋
教育目標：健康で明るく美しい心の子の育成

糸貫西幼稚園
所　　在：本巣市見延698番地（TEL058-322-0015）
入園区域：石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、随原、屋井、七五三、早野
教育目標：健康で明るく美しい心の子の育成

真正幼稚園
所　　在：本巣市下真桑443番地2（TEL058-324-8323）
入園区域：本郷、西町、北町、旦内北、旦内南、岐阜高専宿舎、緑町、東町、南町、大門、神明、住吉、曲り田
教育目標：健康で心豊かなたくましい子の育成

真桑幼稚園
所　　在：本巣市下真桑178番地1（TEL058-323-0524）
入園区域：八ツ又、プログレス真正、西軽海、軽海、十四条、管大臣、宗慶、サンハイツ小柿、田中ガーデン、小柿
教育目標：健康で心豊かなたくましい子の育成

弾正幼稚園
所　　在：本巣市国領１４８番地（TEL058-324-5518）
入園区域：東村、政田更屋敷、清水、国領、竹後、溝口、下福島、温井、浅木、あさぎ苑、浅木北町、海老、天神前住宅、真正団地
教育目標：健康で心豊かなたくましい子の育成

4. 対象年齢

3歳～5歳児

5. 休業日

夏季休業日　　７月２１日　～　８月３１日
冬季休業日　１２月２７日　～　１月　７日
学年末始休　　３月２７日　～　４月　７日（小中学校入学式の開催日調整により変更有）
＊①

国民の祝日に関する法律に規定する休日
日曜日及び土曜日　＊②

＊①　長期休業日については、預かり保育及び在園児一時預かり保育にて対応します。
＊②　土曜日保育については、預かり保育にて対応します。

6. 定員

園名	定員（人）
根尾幼稚園	38
神海幼稚園	90
本巣幼稚園	210
糸貫東幼稚園	210
糸貫西幼稚園	210
真正幼稚園	210
真桑幼稚園	180
弾正幼稚園	180

7. 保育時間

平日　９：００　～　１４：００（1日5時間保育）

8. 園での生活の流れ

時間	保育内容
９：00～	順次登園・健康視診・なかよし遊び
10：15～	片づけ・全園の活動・クラス活動
11：40～	給食準備
12：00～	給食・給食の片づけ
13：00～	クラス活動
13：30～	絵本・お話・クラスの会・降園準備
14：00	降園

※上記については、園での生活の概略を示しています。詳しくは園にお尋ねください。

（預かり保育利用児童については、9時以前と14時以降に預かり保育があります）

9. 保育料

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、通常保育料は0円です。

（預かり保育料については、7ページをご覧ください。）

１０．令和8年度　預かり保育納期限一覧表

保育料の納付は、口座振替にてお願いします。（各納期限前には、必ず口座残高を確認してください。）

振替日は、当該保育月の翌月１０日です（3月分についてのみ、当月の末日を納期限とします。）が、その日が金融機関休業日（土・日・祝祭日）にあたる場合は、その翌営業日となります。

保育月	納期限（口座振替日）	保育月	納期限（口座振替日）
４月	令和8年　5月11日	１０月	令和8年11月10日
５月	令和8年　6月１０日	１１月	令和8年12月10日
６月	令和8年　7月10日	１２月	令和9年　1月12日
７月	令和8年　8月10日	１月	令和9年　2月10日
８月	令和8年　9月１０日	２月	令和9年　3月10日
９月	令和8年10月13日	３月	令和9年　3月31日

【保育料（給食費）口座振替取扱金融機関】

・大垣西濃信用金庫　・岐阜信用金庫　・大垣共立銀行　・十六銀行

・岐阜商工信用組合　・ぎふ農業協同組合　・ゆうちょ銀行　・三菱UFJ銀行

「口座振替依頼書」を振替を希望される金融機関へ提出してください。

●平日

7:30　9:00　14:00　19:00

預かり保育 （早朝） 30分毎に 300円	通常保育（夏季預かり保育を除く） 無料 8月分を除く（11ヶ月分）	預かり保育 （薄暮） 30分毎に 300円

●土曜日（根尾幼稚園(休園中)・本巣幼稚園・糸貫西幼稚園・真桑幼稚園にて実施します。）

7:30　17:00

土曜日預かり保育 30分毎に300円

●夏季休業日（夏休み）の預かり保育

7:30　19:00

夏季休業日の預かり保育（平日） 30分毎に300円

7:30　17:00

夏季休業日の預かり保育（土曜日） 30分毎に300円

注１）金額については、月額です。
注２）預かり保育の実施時間単位は、30分毎とします。

●冬季休業日（冬休み）、学年末始休（春休み）の在園児一時預かり保育

7:30　19:00

冬季、学年末始休 1日　500円

※　この表における預かり保育料の金額については、第4階層（市町村民税所得割額が48,601円以上の世帯）の金額を表記しています。

１１．預かり保育

幼稚園の預かり保育を希望できる園児は、同居親族全員（１８歳以上６５歳未満の方）が次のいずれかの事情にある場合です。

① 1月において、60時間以上労働することを常態としている場合。
＊日雇い、出稼ぎ、行商などに従事、又は会社などに勤務している場合。
＊日常の家事以外の家庭内労働に従事している場合。

② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
（出産予定月の前後各2ヶ月間とします。ただし、産後の経過により延長できる場合もあります。）

③ 病気にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障害があるためその園児の保育ができない場合。

④ 同居の親族を常時介護又は看護している場合。

⑤ 火災、風水害、地震などの不幸があり、その家を失ったり破損したため、その復旧の間はその保育ができない場合。（災害救助法の定義により床上以上半壊までについては6ヶ月、全壊については1ヶ年とします。）

⑥ 保護者が継続的に求職活動をしているため、その園児の保育ができない場合。（期間は2ヶ月とします。）

⑦ 就学又は職業訓練を受けている場合。

⑧ 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあり、その園児の保育ができない場合。

⑨ 上記に類するものとして教育長が認める事由に該当する場合。

＊実施年度が1年度ごとのため、毎年度、申し込みが必要です。

＊年度当初（4月から実施）の申し込みに限り2月末日までに申請書の提出が必要です。

＊年度途中から預かり保育の実施を希望される場合は、**希望する月の前月の10日まで**に、預かり保育申込書、子育てのための施設等利用給付認定申請書及び保護者の保育にあたることができないことがわかる証明等（詳細は次ページ）の提出が必要です。

＊預かり保育を利用されなくなった場合や利用時間を変更される場合は、必ず申込書又は実施解除届を幼稚園へ希望月の前月の１０日までに提出いただきますようお願いします。
＊申し込みをされた期間中で預かり保育を利用されなかった場合や、申し込みをされた時間より早く保育が終了しても、申し込みをされた期間・時間分の預かり保育料をいただきます。

１２．土曜日預かり保育について

土曜日（夏季土曜日）預かり保育については、下記の園にて実施いたします。
通園バスの運行はありませんので、保護者による送迎をお願いいたします。

土曜日預かり保育実施園	対象園児	開所時間(最大)
根尾幼稚園	根尾幼稚園の園児	休園中
本巣幼稚園	本巣幼稚園・神海幼稚園の園児	7:30～17:00
糸貫西幼稚園	糸貫西幼稚園・糸貫東幼稚園の園児	
真桑幼稚園	真桑幼稚園・弾正幼稚園・真正幼稚園の園児	

１３．子育てのための施設等利用給付認定申請書について

① 預かり保育、夏季預かり保育及び在園時一時預かり（預かり保育等）を利用する場合、預かり保育等の合計月額のうち、11,300円（※令和８年10月利用分より12,300円に引上げ）までの範囲で預かり保育料が無料となります。

② 無料の対象となるためには、市より「保育の必要性の認定」を受ける必要があり、そのためには「子育てのための施設等利用給付認定申請書」に必要書類を添付し、提出しなければなりません。

※既に受けている「保育の必要性の認定」の理由に変更が生じたときは、その都度、子育てのための施設等利用給付認定申請書を提出し、改めて認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。

＜手続の流れ（入園決定後）＞

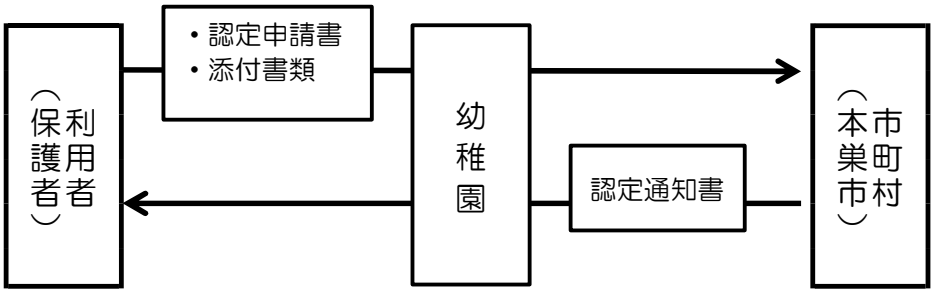

・施設等利用給付認定申請書、申請書に伴う添付書類を提出してください。
※必要書類については、通園先の幼稚園又は幼児教育課に請求してください。
※預かり保育申し込み以降、就労証明書の雇用期間が切れた場合や、求職活動から仕事を開始した場合等、変更が生じた場合は、必ずその都度申し出をしていただき、就労証明書等の再提出をお願いいたします。

＜添付書類一覧＞　※父母及び同居する親族（18才以上65才未満）の方は必要です。

①居宅外で就労している場合（予定を含む） 自営（自宅外自営、親族経営等の自営も含む） の場合	就労（予定）証明書
下記②～⑥に該当する方は、必要書類とあわせて「保育の実施申立書」を提出してください。	
②出産前後の場合（出産予定月を含む前後４ヶ月）	母子健康手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日が記載されているページ）
③病気にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障害があるためその園児の保育ができない場合	診断書（障害による手帳等の交付を受けている方は手帳の写しでも可）
④同居の親族を常時介護又は看護している場合	介護又は看護される方の診断書
⑤求職活動中の場合	ハローワークカードの写し
⑥就学または職業訓練を受けている場合	在学証明書、学生証又は受講者証等 及び 教育課程、受講課程の写し

預かり保育料基準額表

<table>
<tr><th>階層区分
時間</th><th>市町村民税が
非課税又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯</th><th>市町村民税
均等割額のみ課税されている世帯</th><th>市町村民税
所得割額が48,600円以下の世帯</th><th>市町村民税
所得割額が48,601円以上の世帯</th></tr>
<tr><td>早朝保育
7：30～9：00</td><td colspan="3" rowspan="4">（月額）０円</td><td rowspan="4">（月額）
300円/30分</td></tr>
<tr><td>午後（薄暮）保育
14：00～19：00</td></tr>
<tr><td>土曜日
7：30～17：00</td></tr>
<tr><td>夏季預かり保育
（夏休み期間）
（平日）
7：30～19：00
（土曜日）
7：30～17：00</td></tr>
<tr><td>在園児一時預かり
（冬・春休み期間）
（平日）
7：30～19：00
（土曜日）
7：30～17：00</td><td colspan="3">（日額）０円</td><td>（日額）500円</td></tr>
</table>

上の表の階層区分は、市町村民税の額をもって決定いたします。

市町村民税は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を反映させる観点から、年度の途中において階層区分の変更（見直し）を実施します。

4月から8月分の階層区分　前年度分の市町村民税額にて決定します。

9月から3月分の階層区分　当年度分の市町村民税額にて決定します。

（前年及び当年の1月1日現在に本巣市に住民登録の無かった方については、所得課税証明書又は前住所地市町村より通知を受けた市町村民税の課税通知書の写しを提出願います。）

≪備考≫

①同一世帯において、幼稚園年少から小学校３年生までの範囲において、幼稚園に通う第２子目以降の児童に係る預かり保育料は、0円とする。

②同一世帯で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を３人以上養育している場合には、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降の保育の実施をされている児童に係る預かり保育料は、0円とする。

③①及び②に関わらず預かり保育料及び在園児一時預かり保育料の合算額が、1ヵ月につき上限11,300円（※令和８年10月利用分より12,300円に引上げ）の範囲内であれば0円とする。

（注）１０円未満の端数は切り捨てる。

１４．保育料とは別に必要となる料金

〇給食費基準額表（令和８年度現在）

区分	月額
市町村民税が非課税及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯	0円
市町村民税均等割額のみ課税されている世帯	1,900円
市町村民税所得割額が48,600円以下の世帯	2,530円
上記以外の世帯	3,800円

※児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を２人養育している場合は、軽減措置により２人目の園児の給食費は上表の1/2、３人以上養育している場合は、３人目以降の園児の給食費は全額免除となります。

3歳～5歳児の夏季預かり保育を利用しない園児の給食費については、11ヶ月分とします。
夏季預かり保育も給食はあります。

【３歳児以上の副食費の免除について】

年収３６０万円未満相当世帯の子ども（市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満）の世帯は、給食費のうち、副食に係る費用の徴収が免除されます。

対象となる方には、個別に通知いたします。また、副食費の徴収免除対象者の判定について、市町村民税は毎年６月に決定されることから、直近の所得状況を反映させるため、年度の途中において見直しを行います。なお、免除期間については、次の通りです。

4月から8月分まで：前年度分の市町村民税額にて決定します。
9月から3月分まで：当年度分の市町村民税額にて決定します。

〇交通安全協力費

通園バスをご利用の場合、交通安全協力費として年額６，０００円を負担いただきます。

※交通安全協力費の日割、月割はありません。利用日数にかかわらず定額となります。

利用希望の方は「通園バス申込書」を園へ提出していただきます。利用を取りやめる場合は、必ず事前に園へ届け出てください。

〇災害共済保険加入金

園児は全員、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付保険」に加入していただきます。この制度は、園において園児が不慮の事故などで負傷したときに災害給付金を給付する制度です。

加入に伴う掛金については、園児1名につき年額285円（市負担額75円・**保護者負担額210円**）です。（日本スポーツ振興センター規則の改正により額の改定が行われる場合があります。）

※交通安全協力費・災害共済保険加入金は年１回５月（園によって時期は異なります。）に口座振替します。JAぎふでの口座登録をお願いします。

〇保育用品代

園での生活に必要なスモックやカラー帽子を準備していただく必要があります。詳細は各園ごとに入園説明会でお知らせいたします。

（スモック、カラー帽子、体操服、体操ズボン、出席ノートなど）

その他必要な用品などがある場合は、園よりお知らせいたします。

１５．非常災害対策について

幼稚園では次のとおり非常災害に備えています。

①消火設備、避難設備及び警報設備について、常に使用できるように整備しています。

②防災設備、火気取扱場所等の定期的な点検を行っています。

③命を守る訓練を、月に１回以上行っています。

④非常災害に対処するための体制を整えています。

⑤各室ごとに火気取扱責任者を定めています。

１６．ならし保育について

入園したてのお子さんの、分離不安、情緒不安、恐怖心、心身の疲労をやわらげ、徐々に集団にならすため、入園１０日間程度、ならし保育を実施します。新入園児のみ実施しますが、お子さんの状況により実施期間は異なることがあります。

１７．緊急時の対応について

保育中のお子さんの体調の急変などの緊急時には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行いますので、入園決定後、園に提出していただく児童調査票には必ず複数の緊急連絡先及びかかりつけ医のご記入をお願いします。

１８．虐待の防止のために

幼稚園は、お子さんの人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止のための研修を実施するなど、職員の意識向上に努めています。

１９．定員を超えた場合について

新年度の入園希望者が定員を上回った場合は、次の号に掲げる者以外、希望者全員の公開抽選により、入園者を決定します。

① 応募児の入園時において、兄姉が現に在園している場合にあっては、抽選を必要としません。

② 抽選は、定員を超える者についても番号（以下「補欠番号」という。）を付して実施し、入園決定者のうちから入園辞退があった場合、この補欠番号の若い順に入園者を決定します。

２０．入園受付当日に必要な書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

※教育・保育給付認定については、次ページをご確認ください。

②世帯全員分のマイナンバーカード又は通知カード(記載の住所、氏名が住民票と一致するもの）

③家庭の状況を証明（障がい者手帳等）できるもの（該当者のみ）

④運転免許証などの本人確認書類

※　転入予定の方であっても入園申込書は受付しますが、「申し込み時点で転入予定先が決定していること」及び「入園希望月の前月末日までに必ず本巣市に転入すること」を前提としての受付となります。

※　転入予定の方は、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書に個人番号を記入しないでください。転入後に記入していただきます。

２１．途中入園の申し込みについて

５月１日以降の途中入園を希望される場合は、入園希望月の前月の１日（市役所閉庁日の場合は、翌開庁日）から15日（市役所閉庁日の場合は、前開庁日）まで入園申し込みの受付を行います。

入園は原則として、月の初日からとなります。

◎　教育・保育給付認定申請について

施設を利用する（給付を受ける）には、本巣市に教育・保育給付認定申請書兼入園申込書を提出し、**「教育・保育給付認定」**（保育の必要性や必要量の認定）を受ける必要があります。

＜教育・保育給付認定の区分＞

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定（保育標準時間） 2号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園
3歳未満	なし	認定対象外	―
	あり	3号認定（保育標準時間） 3号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

◎１号認定（教育標準時間認定）
３歳以上のお子さんで、幼児園（幼稚園）５時間保育の利用に対応します。
（通常保育時間：９時から14時）

＜教育・保育給付認定（有効）期間＞

年齢	認定期間
3歳以上	小学校就学前までを基本期間とします。
3歳未満	満3歳に達する日の前日までの期間とします。

※１号（幼稚園）の認定を受けた場合であっても、このてびきにある預かり保育実施基準に該当される場合は、通常保育時間を超え、預かり保育を利用することが可能です。
（市立幼稚園、保育園ともに園の開所時間は、７時３０分から１９時となっています。）

保育時間のイメージ

7:30	9:00	14:00	19:00
預かり保育 （早朝）	通常保育時間 （5時間保育）	預かり保育 （午後）	

●施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書の記入方法●

１．「歳児」は**令和８年４月１日**現在の年齢を記入してください。

２．「児童の世帯員」欄の記入方法
・入園児童以外の同居者全員（同一住所）を記入してください。
・「勤務先（職業）又は学校名（学年）等」は、入園時点の勤務先または学校名（在籍見込も可）を記入してください。

３．「認定を希望する期間」は、下記の一覧表を参考に、記入してください。

＜期間の一覧表＞

生年月日	入所時年齢	実施期間（最長）
R4.4.2～R5.4.1生	3歳	小学校進学前まで
R3.4.2～R4.4.1生	4歳	
R2.4.2～R3.4.1生	5歳	

４．「利用を希望する施設(事業者)名」欄の記入例
第１希望は基本通園区域の園を記入してください。それ以外の園を第１希望にする場合はその理由(勤務先に近いためなど)を書いた理由書を添付してください。

５．ひとり親家庭や障がい児（者）（児童扶養手当証書、手帳等の写し添付）がいる世帯、入園児童が療育施設等へ通所している世帯は、該当する欄にチェックを入れてください。

６．入園受付日以降に本巣市に転入される方は、住所の欄に、本巣市の住所の他に、転入前住所（郵便番号）、転入予定日、転入前園名(途中入園の場合)を記入してください。

７．転入予定の方は、個人番号を記入しないでください。転入後に記入していただきます。

※転入予定の方であっても入園申込書は受付しますが、「申し込み時点で転入予定先が決定していること」及び「入園希望月の前月末日までに必ず本巣市に転入すること」を前提としての受付となります。

幼

様式第１号（第３条

記入例　※黒のボールペンで記入してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

令和○年○○月○○日

本巣市教育委員会教育長　様

保護者氏名　**本巣　一郎**　（自署）

施設型給付費・地域型保育給付費　　請及び入園申し込みを行います。

転入予定の方は、個人番号を記入しないでください。

申請に係る子ども	氏　名（ふり		歳児	性別	障害者手帳
	（もとす　たろう） 本巣　太郎	令和 4年 5月 1日	入園年の4.1現在 3	(男)・女	有・(無)
個人番号	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊				
保護者住所・連絡先	（住所） 本巣市早野２５５番地				
	（連絡先）①　090-○○○-○○○○	(父携帯)・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（　）	②　080-○○○-○○○○	父携帯・(母携帯) 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（　）	
保育の希望の有無	□有：　保育所、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所（小規模保育園等） 企業主導型保育事業所（地域枠）を希望				
	☑無：　幼稚園、認定こども園（教育認定）を希望				

○申請する子どもの同居者全

転入予定の方は、個人番号を記入しないでください。

入園時点の勤務先または学校名（在籍見込も可。）

区分	（ふりがな） 氏　名	子どとの続柄	個人番号	勤務先又は学校名（学年）等	同居別居
子どもの同居者	もとす　いちろう 本巣　一郎	父	令・平・(昭)・大 58 年 6 月 1 日 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	○○株式会社	(同)・別
	もとす　はるか 本巣　春花	母	令・平・(昭)・大 59 年 7 月 2 日 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	○○スーパー	(同)・別
	もとす　なつみ 本巣　夏美	姉	令・(平)・昭・大 26 年 8 月 3 日 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	○○小学校5年生	(同)・別
	もとす　ちあき 本巣　千秋	姉	(令)・平・昭・大 2 年 10 月 5 日 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	○○幼児園年長	(同)・別
	もとす　じろう 本巣　次郎	祖父	令・平・(昭)・大 31 年 9 月 4 日 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	○○自動車	(同)・別
	もとす　みふゆ 本巣　美冬	祖母	令・平・(昭)・大 35 年 10 月 5 日 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	○○保育園	(同)・別
			令・平・昭・大　年　月　日		同・別

○希望する期間、希望する施設名

保育園を継続で利用する場合は、「入園を希望する期間」のみ記入してください。
（認定を希望する期間）保育園：最長で年少進級前まで　　幼稚園：最長で小学校進学前まで
（入園を希望する期間）保育園：最長で入園年度末まで　　幼稚園：最長で小学校進学前まで

認定を希望する期間	令和 8年 4月 1日　から	□年少進級前まで ☑小学校進学前まで □令和　年　月　日まで
入園を希望する期間	令和 8年 4月 1日　から	☑小学校進学前まで □令和　年　月　日まで

希望順	希望する施設名	希望する理由
第１希望	○○幼稚園	☑通園区域 □その他（　）
第２希望	△△幼稚園	☑家 □そ
第３希望	□□幼稚園	☑家に近い　□通勤経路上　□勤務先に近い　□通園区域 □その他（　）

第1希望は基本は通園区域の園を記入してください。それ以外の園を第1希望にする時は理由書を添付してください。

幼　　（裏）

○家庭の状況

ひとり親家庭に該当	☑無	□有	□離婚　□未婚　□死別　□その他 □児童扶養手当の受給有　□遺族年金の受給有 ※児童扶養手当証書又は福祉医療受給者証（父子・母子家庭等）の写しを添付してください。
生活保護の適用	☑無	□有	（　　年　月　日保護開始）
在宅障害児（者）	☑無	□有	障がい者（児）氏名（　　） □身体障害者手帳　□療育手帳　□精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当支給対象児　□障害基礎年金等受給者 ※手帳の写し等を添付してください。
療育施設等への通所	☑無	□有	□幼児療育センター　□その他（　　）

○保育を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育が必要な理由	続柄	必要とする理由
		□就労：通勤時間　時間　分　□疾病・障がい　□看護・介護　□求職活動 □就学　□育児休業　□その他（　　）
		□就労：通勤時間　時間　分　□疾病・障がい　□看護・介護　□求職活動 □妊娠･出産　□就学　□育児休業　□その他（　　）
利用希望曜日	□月　□火　□水　□木　□金　□土	利用時間　：　から　：　まで
保育の必要量	□保育短時間（原則的な保育時間8時間）	
	□保育標準時間（原則的な保育時間11時間）：父母等の就労時間が月120時間以上必要	
入園保留となった場合の継続申込	☑希望する	□希望しない

記入不要

[同意事項]

1 【情報の収集】保育料の算定･収納のため、同一世帯者を含む市町村民税課税情報、住民基本台帳情報、戸籍情報等必要な情報を保育所担当課が住民基本台帳担当課、戸籍担当課、市税担当課及び福祉担当課から取得する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保健担当課、福祉担当課、教育・保育施設等に求める場合があること。

2 【情報の提供】保育所等の利用申込の際に収集した情報について、個人情報の保護に関する法律第69条の規定により、保育所等関係機関に提供する場合があること。また、保育料を滞納した場合は保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。

3 【滞納処分】保育料を滞納した場合は、以後の納付義務が発生する保育料は児童手当の支給額の範囲内において、保育料の特別徴収をする場合があること。また、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。

4 【虚偽の申請】申し込みの内容に虚偽があった場合は、利用の内定が取り消されたり、退所となったりする場合があること。

[誓約事項]

1 【保育料の納入】保育料は、納期限までに必ず納付すること。

2 【書類の提出】就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出すること。

3 【その他】世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められなくなった場合は、退所すること。また、世帯構成、保育を必要とする事由など、申込内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。

4 【転入前の申し込み】転入前に入園申し込みをする場合、申し込み時点で転入予定先が決定していること。また、入園希望月の前月末日までに必ず本巣市に転入すること。

保護者氏名　本巣　一郎　（自署）

※表面に書かれた方と同じ方の氏名をご記入ください。

＊本巣市記載欄

個人番号	□個人番号カード　□通知カード　□個人番号記載の住民票等　□その他（　　）				
本人確認書類	□個人番号カード　□運転免許証　□その他（　　）				
区分	同時入園申込	支給認定番号	認定区分等	支給認定期間	入園決定園
継続・転園・新規	同時　子 市条件　子		□１号□２号□３号 （□標　□短）	～	第１・第２・第３
備考					